

特定非営利活動法人 Marutto 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人 **Marutto** と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を群馬県利根郡みなかみ町石倉 280 番地 5 に置く。

(目的)

第3条 この法人は、高齢者、障害者、児童等に関する研修と調査を行い、高齢者、障害者、児童等に対する理解を深め、高齢者、障害者、児童等、誰もが地域で生きがいをもって安心して暮らしつづけることのできる福祉のまちづくり、人権養護及び社会参加、地域連携と協働、その他必要な事業を行い公益の増進に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動
- (4) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- (5) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 特定非営利活動に係る事業

- ① 認知症高齢者と家族への支援、地域づくり事業
- ② 高齢者、障害者、児童等に関する調査、研究、研修事業
- ③ 介護予防、生活支援サービス事業
- ④ 地域介護予防普及啓発事業
- ⑤ 地域介護予防活動支援事業
- ⑥ 地域連携や協働の為の事業
- ⑦ スポーツ教室及び運動指導事業
- ⑧ 病院運営支援事業

(2) その他の事業

- ① 就労支援及び職業紹介事業
- ② 地域交流を目的とした飲食提供及び販売事業
- ③ 入院・入所・賃貸住宅契約等に関する身元保証支援事業

④ 健康関連用品の普及及び提供事業

2 その他の事業は特定非営利活動に係る事業に支障のない範囲で行い、その他の事業から生じた利益は、特定非営利活動に係る事業のために使用するものとする。

第2章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

(1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体

(2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するため入会した個人及び団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

2 会員として入会しようとするものは、理事会の議決を経て理事長が別に定める入会申込書により理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならぬ。

3 理事長は、前項の者の入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格喪失)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1) 退会したとき。

(2) 本人が死亡し、若しくは失そう宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。

(3) 繼続して1年以上会費を滞納したとき。

(4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、総会の議決により、当該会員を除名することができる。この場合、総会において議決する前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

(1) この法人の定款、規則等に違反したとき。

(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(拠出金品の不返還)

第12条 既に納入した入会金、会費その他の拠出金品は、返還しない。

第3章 役員及び職員

(種類及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上9人以下
- (2) 監事 1人以上3人以下

2 理事のうち、1人を理事長とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 理事長は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。

3 理事は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

5 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、又は理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、任期満了前に、総会において後任の役員が選任された場合には、当該総会が終結するまでを任期とし、また、任期満了後後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。

3 指定のため、又は増員によって就任した役員は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残任期間とする。

4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号のいずれかに該当する場合は、総会の議決により、当該役員を解任することができる。この場合、総会において、議決する前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

(報酬等)

第19条 役員には、報酬を与えることができる。ただし役員のうち報酬を受ける者の数は、役員総数の3分の1以下でなければならない。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関する必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第20条 この法人に、事務局長その他の職員を置く。

2 職員は、理事長が任免する。

第4章 総会

(種別)

第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第23条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び活動決算

- (6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第53条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) 事務局の組織及び運営
- (10) その他運営に関する重要事項

（開催）

第24条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的を記載した書面により、招集の請求があつたとき。
- (3) 第15条第5項第4号の規定により、監事から招集があつたとき。

（招集）

第25条 総会は、第24条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、第24条第2項第1号及び第2号の規定による請求があつたときは、その日から起算して30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は書面に代わる電磁的方法によって、少なくとも総会の開催日の5日前までに通知しなければならない。

（議長）

第26条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

（定足数）

第27条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

（議決事項）

第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した正会員の2分の1以上の同意があつた場合は、この限りではない。

（議決）

第29条 総会の議事は、この定款に別に定めるもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（社員の表決権等）

第30条 各正会員の表決権は、平等とする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面、又は書面に代えて電磁的方法により表決し、若しくは他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、第27条、第29条、第31条第1項第2号、第54条及び第56条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第31条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者、電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名又は記名、押印しなければならない。

第5章 理事会

(構成)

第32条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第33条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第34条 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 理事長が必要と認めたとき。

(2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(3) 第15条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第35条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときには、その日から起算して14日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、理事に対し、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は書面に代わる電磁的方法によって、少なくとも理事会の開催の日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第36条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定足数)

第37条 理事会は、理事総数の過半数の出席がなければ開会することができない。

(決議事項)

第38条 理事会における議決事項は、第35条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

(議決)

第39条 理事会の議事は、この定款に別に定めるもののほか、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事の表決権等)

第40条 各理事の表決権は、平等とする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は書面に代わる電磁的方法により表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、第37条、第39条及び第41条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第41条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者、電磁的方法による表決者がある場合にあっては、その旨を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名又は記名、押印しなければならない。

第6章 資産及び会計

(資産の構成)

第42条 この法人の資産は、次の次号に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立当初の財産目録に記載された資産

(2) 入会金及び会費

- (3) 寄附金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第43条 この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産及びその他の事業に関する資産の2種とする。

(財産の管理)

第44条 この法人の資産は、理事長が管理し、その管理方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第45条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分等)

第46条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計と、その他の事業に関する会計とを区分して行う。

(事業計画及び予算)

第47条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第48条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じて収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第49条 予算超過又は予算外の費用に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第50条 予算作成後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第51条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の承認を経なければならぬ。

ばならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第52条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第53条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借り入れその他新たな義務を負担し、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第7章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第54条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会において、その出席した正会員の4分の3以上の議決を得、かつ、法第25条第3項に規定する事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第55条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
 - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
 - (3) 正会員の欠亡
 - (4) 合併
 - (5) 破産手続開始の決定
 - (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
- 2 前項第1号の決議を行うときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。
- 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。
- 4 この法人が解散したときは、合併及び破産手続開始の決定の場合を除き、理事を清算人とする。

(残余財産の処分)

第56条 この法人が、解散（合併及び破産手続開始の決定による解散の場合を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会に出席した正会員の過半数をもって決した者に譲渡するものとする。

(合併)

第57条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第8章 公告の方法

(公告の方法)

第58条 この法人の公告は、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人の主たる事務所の掲示場に掲示して行う。

第9章 雜則

(細則)

第59条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

1. この定款は、この法人の成立の日から施行する。
2. この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず次に掲げる額とする。
 - ①正会員（個人） 入会金 3,000円 会費年額 12,000円
 - ②正会員（団体） 入会金 20,000円 会費年額 60,000円
 - ③賛助会員（個人） 1口当たり 入会金 1,000円 会費年額 5,000円
 - ④賛助会員（団体） 1口当たり 入会金 10,000円 会費年額 24,000円
3. この法人の設立当初の役員は、第14条第1項及び第2項の規定にかかわらず、別表のとおりし、その任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、平成14年5月末日までとする。
4. この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第47条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
5. この法人の設立当初の事業年度は、第52条の規定にかかわらず、設立の日から平成14年3月31日までとする。

別 表

役職名	氏名	備考
理事	石川 翁二	
理事	入内島 一崇	
理事	遠藤 次也	理事長
理事	幸山 敏彦	
理事	高橋 保司	
理事	中村 宏	
理事	三津田 和行	
理事	山崎 憲昭	常務理事
監事	田中 久夫	

付則

平成15年9月2日 一部変更（第5条）

平成27年8月12日 第1条乃至第7条、第13条乃至第16条、第18条、第23条、第30条、第38条、第40条、第42条、第43条、第46条乃至第48条、第50条、第51条、第54条乃至第56条 を変更

令和〇年〇月〇日 第1条乃至第7条、第9条、第11条、第13条乃至第16条、第18条乃至第20条、第23条乃至第26条、第28条、第29条乃至第31条、第34条、第35条、第37条、第38条、第40条、第41条、第42条、第44条、第46条乃至第49条、第51条、第53条乃至第56条、第58条 を変更

(様式例8)

令和7年度事業計画書

(特定非営利活動法人の名称)

特定非営利活動法人M a r u t t o

1 事業実施の方針

本法人は、地域サロン及び介護予防事業の本格実施に向け、初年度を準備期間として位置づけ、地域ニーズの把握、実施体制の整備及び関係機関との連携構築を中心に活動を行う。

準備段階においても、試行的な活動や情報発信を行い、次年度以降の円滑な事業開始につなげることを基本方針とする。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名	事業内容	実施予定期日時	実施予定場所	従事者の予定期人数	受益対象者の範囲及び予定期人数
地域サロン及び介護予防事業準備事業	<p>(1) 地域ニーズ調査・情報収集 地域住民や関係機関への聞き取り等を通じて、地域サロン及び介護予防事業に対するニーズを把握する。</p> <p>(2) 実施体制の整備 運営スタッフ及びボランティアの募集・育成、役割分担の整理を行い、安定した事業運営体制を構築する。</p> <p>(3) 関係機関との連携構築 自治会、社会福祉協議会、地域包括支援センター等との情報交換や協議を行い、連携体制を整える。</p>	通年	みなかみ町内	3人	10人

	(4) 試行的活動の実施 小規模な交流会や介護予防体操等を試行的に実施し、内容や運営方法の検証を行う。				
--	--	--	--	--	--

(2) その他の事業

事業名	事業内容	実施予定日時	実施予定場所	従事者の予定人数

(備考)

- 1 設立の当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書をそれぞれ別葉として作成する。
- 2 「2 事業の実施に関する事項」は、(1)には特定非営利活動に係る事業、(2)にはその他の事業について区分を明らかにして記載する。
- 3 「2 (1)特定非営利活動に係る事業」については、事業ごとに事業名、事業内容、実施予定日時、実施予定場所、従事者の予定人員、並びに受益対象者の範囲及び予定人数をそれぞれ記載する。
- 4 「2 (1)特定非営利活動に係る事業」のうち「受益対象者の範囲及び予定人数」の欄には、具体的な受益対象者及び予定人数を記載する。
- 5 「2 (2)その他の事業」については、事業ごとに事業名、事業内容、実施予定日時、実施予定場所及び従事者の予定人数をそれぞれ記載し、該当する事業を行わない場合にあっては記載を要しない。

(様式例8)

令和8年度事業計画書

(特定非営利活動法人の名称)

特定非営利活動法人M a r u t t o

1 事業実施の方針

本法人は、地域住民が気軽に集い、交流や相互支援ができる場として地域サロンを運営し、地域における孤立防止及びコミュニティの活性化を図ることを基本方針とする。事業の実施にあたっては、参加者の自主性と主体性を尊重し、誰もが安心して参加できる開かれた居場所づくりを目指す。

また、地域の実情や参加者のニーズを把握しながら、無理のない継続的な運営を行うとともに、自治会、社会福祉協議会、関係団体等との連携を図り、地域全体で支え合う体制づくりに努める。

さらに、ボランティアの育成及び役割分担を明確にし、適切な運営体制のもとで事業を実施するとともに、活動の振り返りや評価を行い、内容の改善と充実を図る。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名	事業内容	実施予定期日時	実施予定場所	従事者の予定期人数	受益対象者の範囲及び予定期人数
地域住民の交流促進を目的とした地域サロン運営事業	(1) 地域サロンの定期開催 当法人を会場として、地域住民が自由に参加できるサロンを定期的に開催する。 サロンでは、茶話会、健 康体操、趣味活動、季節行事等を行い、参加者同士の交流を促進する。 (2) 相談・情報提供活動 日常生活上の困りごとや不安について、スタッフやボランティアが傾聴し、必要に応じて関係機関につなぐ。	通年 月2回～ 4回程度	みなかみ 町内	5人	高齢者等 30人

	(3) ボランティア育成・地域連携 地域住民を対象にボランティアの募集・育成を行い、サロン運営への参画を促す。また、自治会や福祉関係団体等と連携し、地域全体での支え合い体制づくりを進める。				
高齢者の自立支援を目的とした介護予防推進事業	(1) 介護予防体操・運動プログラムの実施 専門的知見を有する講師やスタッフの指導のもと、筋力向上体操、バランストレーニング、ストレッチ等の介護予防体操を定期的に実施し、身体機能の維持・向上を図る。 (2) 認知症予防・口腔機能向上等の講座 認知症予防を目的とした脳トレーニング、口腔体操、栄養に関する講座を行い、日常生活における健康意識の向上を図る。 (3) 交流・社会参加の促進 介護予防活動と併せて、参加者同士の交流を促す茶話会やグループ活動を行い、閉じこもり防止および社会参加の機会を提供する。	通年 月2回～ 4回程度	みなかみ 町内	5人	高齢者等 30人程度

生活相談及び見守り支援事業	日常生活における不安や困りごとに関する相談対応、定期的な連絡や訪問等による見守り支援を行う。	通年	群馬県内	3人	高齢者等 15人程度
死後事務に関する支援及び相談事業	死後事務に関する不安や課題についての相談対応を行い、必要に応じて専門機関との連携を図る。	通年	群馬県内	3人	高齢者等 2人程度
医療機関における事務当直業務受託事業	医療機関からの委託を受け、夜間及び休日における事務当直業務を行う。主な業務内容は以下のとおりとする。 <ul style="list-style-type: none"> ・来院者・電話対応 ・緊急時における院内関係者への連絡・取次 ・施設内の簡易な巡回・施錠管理 ・定められたマニュアルに基づく事務的対応 ※医療行為及び診療補助行為は行わないものとする。	通年	群馬県内	10人	中核病院 20床～80床規模の病院

(2) その他の事業

事業名	事業内容	実施予定期時	実施予定場所	従事者の予定人数
高齢者向けインソール製造・販売事業	高齢者の歩行時の負担軽減及び転倒予防に配慮したインソールを製造し、販売を行う。 主な内容は以下のとおりとする。 <ul style="list-style-type: none"> ・インソールの企画・製造 ・製品の品質管理及び在庫管理 ・インソールの販売（対面販売、イベント販売等） ・使用方法等の一般的な説明 ※医療行為、治療目的の指導及び医	通年	群馬県内	3人

	療機器の販売は行わないものとする。			
高齢者等に対する身元保証支援事業	入院・入所等に際し、身元保証人がいない、又は確保が困難な高齢者等に対し、関係機関と連携しながら、身元保証に関する相談対応及び支援を行う。	通年	群馬県内	3人
医療機関・介護施設入退院・入退所時の支援事業	医療機関や介護施設への入退院・入退所時における手続き支援、付き添い、関係機関との連絡調整等を行い、円滑なサービス利用を支援する。	通年	群馬県内	3人

(備考)

- 1 設立の当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書をそれぞれ別葉として作成する。
- 2 「2 事業の実施に関する事項」は、(1)には特定非営利活動に係る事業、(2)にはその他の事業について区分を明らかにして記載する。
- 3 「2 (1)特定非営利活動に係る事業」については、事業ごとに事業名、事業内容、実施予定日時、実施予定場所、従事者の予定人員、並びに受益対象者の範囲及び予定人数をそれぞれ記載する。
- 4 「2 (1)特定非営利活動に係る事業」のうち「受益対象者の範囲及び予定人数」の欄には、具体的な受益対象者及び予定人数を記載する。
- 5 「2 (2)その他の事業」については、事業ごとに事業名、事業内容、実施予定日時、実施予定場所及び従事者の予定人数をそれぞれ記載し、該当する事業を行わない場合にあっては記載を要しない。

令和7年度 活動予算書

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

特定非営利活動法人 Marutto

(単位：円)

科目	特定非営利活動 に係る事業	その他の事業	合計
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費	0		
賛助会員受取会費	0		0
2. 受取寄附金			
受取寄附金	0		
施設等受入評価益	0		0

3. 受取助成金等			
受取民間助成金	0		0

4. 事業収益			
	0		0
5. その他収益			
受取利息	0		
雑収益	0		0

経常収益計	0	0	0
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
給料手当	0		
法定福利費	0		
退職給付費用	0		
福利厚生費	0		
事業従事者謝金	0		
人件費計	0	0	0
(2) その他経費			
会議費	0		
旅費交通費	0		
施設等評価費用	0		
減価償却費	0		
支払利息	0		
通信費・消耗品費・保険料	0		
その他経費計	0	0	0
事業費計	0	0	0
2. 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬	0		
給料手当	0		
法定福利費	0		
退職給付費用	0		
福利厚生費	0		

人件費計	0	0	0

(2) その他経費			
会議費	0		
旅費交通費	0		
減価償却費	0		
支払利息	0		
印刷製本費・雑費	0		
その他経費計	0	0	0
管理費計	0	0	0
経常費用計	0	0	0
当期経常増減額	0	0	0
III 経常外収益			
1. 固定資産売却益	0	0	0
.....			
経常外収益計	0	0	0
IV 経常外費用			
1. 過年度損益修正損	0	0	0
.....			
経常外費用計	0	0	0
経理区分振替額	0	0	0
当期正味財産増減額	0	0	0
前期繰越正味財産額			116,057
次期繰越正味財産額			116,057

令和8年度 活動予算書

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

特定非営利活動法人 Marutto

(単位：円)

科目	特定非営利活動 に係る事業	その他の事業	合計
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費	780,000		
賛助会員受取会費	128,000		908,000
2. 受取寄附金			
受取寄附金	150,000		
施設等受入評価益	0		150,000
3. 受取助成金等			
受取民間助成金	0		0
4. 事業収益			
地域介護予防普及啓発事業	60,000		
地域介護予防活動支援事業	60,000		
身元保証支援事業	0		
病院運営支援事業	9,600,000		
健康関連用品の普及及び提供事業		100,000	9,820,000
5. その他収益			
受取利息	0		
雑収益	0		0
経常収益計	10,778,000	100,000	10,878,000
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
給料手当	4,696,000	50,000	4,746,000
法定福利費	704,400	7,500	711,900
退職給付費用	0	0	0
福利厚生費	20,000	10,000	30,000
事業従事者謝金	100,000	0	100,000
人件費計	5,520,400	67,500	5,587,900
(2) その他経費			
会議費	100,000	5,000	105,000
旅費交通費	200,000	10,000	210,000
施設等評価費用	0	0	0
減価償却費	0	0	0
支払利息	0	0	0
通信費・消耗品費・保険料	300,000	15,000	315,000
その他経費計	600,000	30,000	630,000
事業費計	6,120,400	97,500	6,217,900
2. 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬	600,000		
給料手当	700,000		
法定福利費	105,000		
退職給付費用	0		

福利厚生費	100,000		

人件費計	1,505,000	0	1,505,000
(2) その他経費			
会議費	120,000		
旅費交通費	200,000		
減価償却費	0		
支払利息	0		
印刷製本費・雑費	500,000		
その他経費計	820,000	0	820,000
管理費計	2,325,000	0	2,325,000
経常費用計	8,445,400	97,500	8,542,900
当期経常増減額	2,332,600	2,500	2,335,100
III 経常外収益			
1. 固定資産売却益	0	0	0

経常外収益計	0	0	0
IV 経常外費用			
1. 過年度損益修正損	0	0	0

経常外費用計	0	0	0
経理区分振替額	2,500	△2,500	0
当期正味財産増減額	2,335,100	0	2,335,100
前期繰越正味財産額			116,057
次期繰越正味財産額			2,451,157